

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月19日(金) 午前8時57分から10時15分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員
委 員

1番委員	2番委員
3番委員	4番委員
5番委員	6番委員
8番委員	9番委員
10番委員	11番委員
12番委員	13番委員
14番委員	16番委員
17番委員	18番委員
19番委員	20番委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

13番委員 14番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定について

第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前8時57分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
三寒四温で本当最近非常に暑くなったり寒くなったり、今月いっぱいはそのような日が続くようでしたけども、体調を崩さないように頑張ってください。インフルエンザも流行ってきているようですので、学校等も休校になったりしているところもあるようです。
それでは本日は全員出席です。議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
13番委員、14番委員をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。お願いします。

事務局 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1ページから2ページになります。
経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が9件ありましたのでご報告いたします。

議 長 皆さん方質問ないですか。

(なしという声あり。)

議 長 なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局	<p>議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきまして説明いたします。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番につきまして譲渡人は始良市西餅田にお住まいのHMさんです。譲受人は伊佐市菱刈川北にお住まいのNHさんです。土地の所在地は伊佐市菱刈前目字石田39-2で地目は田、面積は2,609㎡で所有権移転であります。</p> <p>次に整理番号2番につきまして、譲渡人は公益財団法人Kで、譲受人は伊佐市大口山野にお住まいのNKさんです。土地の所在地は伊佐市大口山野字庵水流2033番1で地目は田、面積は1385㎡で所有権移転であります。</p> <p>続きまして利用権設定について説明いたします。8ページの総括資料をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は田66,927㎡、畑2,935㎡の合計69,862㎡で、利用権の設定をする者の数19人、設定を受ける者の数15人です。土地の明細につきましては4ページから7ページの整理番号1番から19番の通りです。皆様方のご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしという声あり。)</p> <p>なしと言うことでございますのでお諮りします。</p>
議長	<p>議案第1号の意見決定について事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について</p>

提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
3番委員お願いします。

3 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号の1番につきまして、2月11日に申請人OKさんの立会いのもと現地調査を行いましたので3番が報告いたします。申請人OKさんは伊佐市大口大田に居住され、自治会は高柳、年齢は77歳であります。譲渡人FYさんは伊佐市大口大田にお住まいであります。自治会は高柳で88歳でございます。申請地は大口大田字竹下1331番地1で地目は田、地積は593㎡所有権移転売買でございます。大口の大田にナフコ店がございますが、それから北の方に500m位入った所で南側農道を挟み住宅地、東側、西側、北側田んぼで、良く管理された田んぼでございます。受人の経営面積は9,443㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で通作距離は自宅から100m位のところに位置し、経営意欲はあり農機具等は全て完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議

長

3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、3番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。
よって、整理番号1番は許可が決定しました。

議

長

整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
17番委員お願いします。

1 7 番 委 員 議案第2号農地法3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について報告いたします。17番が報告いたします。申請人TKさんは伊佐市菱刈市山に居住され自治会は下市山自治会で、年齢は32歳です。譲渡人STさんは伊佐市菱刈川南に居住され自治会は鵜泊自治会であります。年齢は78歳です。申請地は伊佐市菱刈川南字久井原855番地、地目は田で地積は2,368㎡他3筆で、合計5,880㎡でございます。これについては売買でありまして、受人の経営面積は11,296㎡取得可能面積であります。農業従事者は4名で耕作距離は4.5kw位で、現況は良く管理された耕作地でした。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思えます。添付書類として全部事項証明書、字図等などが添付してあります。以上の理由によりまして委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 17番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
17番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。
10番委員お願いします。

1 0 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について10番が発表いたします。調査年月日は2月15日受人MTさん、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山でございます。49歳です。渡し人MTさん兵庫県宝塚市武庫川町に居住され79歳でございます。

す。申請地は菱刈市山舞ノ峯2290番地、外2筆で畑でございます。3,305㎡、受人の経営面積387㎡で贈与でございます。受人の耕作常時従事者数は4名でございます。調査内容を発表します。申請地の位置はなかなか分かりづらい所でもございますけど、田中小学校の北側の水源地の近くに位置し、現況は畑でございます。現在の耕作者はTさんが耕作されております。受人の理由といたしまして、Tさんは贈与と言う申請理由であり、耕作意欲はあり、また農機具はすべて完備していらっしゃいます。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図、戸籍の附表を添付してあります。委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

議 長 10番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
10番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号3番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。
12番委員お願いします。

12番委員 農地法第3条の報告につきまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番につき、去る2月15日現地調査を行いましたので12番が報告します。申請人NTさんは伊佐市菱刈田中に居住され自治会は田中中で年齢は58歳です。渡し人NAさんは鹿児島市自由ヶ丘に居住されています。年齢は83歳です。申請地は伊佐市菱刈田中字上鶴235番、地目は田、地積は1,037㎡であります。申請地の位置は沼田橋より西へ300mで周りが田

んぼであります。農業従事者は2名で、通作距離は約300m、現況は良く管理された田んぼであります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 12番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号4番は許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。
13番委員お願いします。

13番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について2月11日整理番号5番について申請人立会いのもと調査しましたので13番が報告をいたします。申請人のNHさん71歳は伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸です。本人の経営面積は46,773㎡です。申請地は大口目丸字宮ノ後773-2畑351㎡、1144-1畑421㎡、同じく1144-5畑295㎡、目丸字小桜1106-4、水田1,700㎡の計2,767㎡です。渡し人のSHさん58歳は鹿児島県日置市伊集院町に居住されております。Nさんとはいところになります。耕作意欲はあり農機具等はすべて所有されており、農地法3条の適格者であると同時に農地の規則につきましても何ら問題はないと判断いたしました。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当せず許可相当と思ひます。ご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号5番は許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。
5番委員お願いします。

5 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして去る2月10日現地調査を行いましたので5番が報告いたします。受人TYさんは大口田代に居住し自治会は田代で年齢は83歳であります。渡し人OYさんは伊佐市大口大島に居住され年齢は53歳自治会は大島南であります。申請地は大口田代字口ノ木場2159-1、地目は田地積は1,218㎡で所有権移転は売買であります。申請地の所在地は自宅から西の方向に5,6分くらい行った市道の道下に位置し、南側が川で、あとは田んぼに囲まれております。現況は飼料作物が植えられて管理されていたようでございます。受人の経営面積は42,677㎡で取得可能な面積であります。経営意欲はあり農機具等は完備しております。

以上のような理由により当申請は農地法上問題はないものと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして全部事項証明書、位置図 委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号6番は許可が決定しました。
議	長	整理番号7番について担当委員の調査報告を求めます。 14番委員お願いします。
14番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番につきまして去る2月16日に現地調査を行いましたので14番が報告いたします。申請人YHさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で年齢は68歳です。譲渡人MFさんは伊佐市菱刈前目に居住され自治会は共進で年齢は88歳です。申請地は伊佐市菱刈前目字原田2727番地になっております。地目は田で地積は954㎡で所有権移転売買になっております。受人の経営面積は8,124㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は自宅より約300mほどで現況は良く管理された田であります。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思えます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。以上です。
議	長	14番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 14番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号7番は許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について担当委員の調査報告を求めます。
1番委員をお願いします。

1 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定の調査報告を1番が報告いたします。調査日は去る2月12日です。立会人はHJさんでした。渡し人の住所伊佐市菱刈川南、お名前はYK、自治会は山下です。農業82歳です。受人住所伊佐市菱刈川北、お名前はHJさん自治会は愛都です。農業で67歳です。所在地は菱刈川南字西田764番地、地目は田面積646㎡です。譲渡理由は贈与及び受贈です。所有権贈与です。受人の経営面積は4,419㎡です。従事者は2名で申請地の位置は湯之尾小学校より山下方面から鵜泊橋を渡って西へ800m位のところです。東は田、西は山林、南も田、北も田です。受人のHさんは農機具は揃っております。なお添付書類といたしましては字図、全部事項証明書、その他必要書類は揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ、許可相当と思われしますので委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。報告を終わります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号8番は許可が決定しました。

議 長 続いて整理番号9番について担当委員の調査報告を求めます。

1 番委員をお願いします。

1 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定の9番を1番が報告いたします。調査日は去る2月12日です。立会人はH Jさんがされました。渡し人住所伊佐市菱刈川北お名前はH Jさんで67歳自治会は愛都です。所在地は菱刈川南字坂之上1032番地、地目は田、面積361㎡です。Hさんの耕作面積は5,530㎡です。譲渡理由は贈与、受贈と言うことになっています。従事者は2名です。受人住所伊佐市菱刈川南、お名前はY Kさん農業82歳、自治会は山下です。受人の理由、耕作の利便性とのことです。8号に同じくです。農機具は完備しており、通作距離は3分です。なお添付書類といたしましては全部事項証明書、字図、委任状、すべて必要書類は揃っております。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議 長 1 番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号9番は許可が決定しました。

議 長 整理番号10番について担当委員の調査報告を求めます。
17番委員をお願いします。

1 7 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る2月15日現地調査を行いましたので17番が報告いたします。申請人N Yさんは伊佐市菱刈田中に居住されております。自治会は田中中自治会です。年齢は68歳です。渡し人N Aさんは鹿児島市自由ヶ丘に居住されております。年齢は83歳です。申請地は伊佐市菱刈田中字柳町834番8、田、地積が2,685

m²です。これは所有権移転の売買です。受人の経営面積は34,159 m²、取得可能面積であります。農業従事者は4名で耕作距離は約1 kmぐらいで良く管理された耕作地でございます。経営意欲は十分あり、農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 17番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
17番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号10番は許可が決定しました。
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数10件について10件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更(編入)の申出の意見決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。1番委員お願いします。

1 番 委 員 議案第3号農業振興地整備計画の一部変更、除外、編入申出の意見決定の整理番号1を報告いたします。報告者は1番です。調査日は去る2月15日です。12番、14番、1番の3名で調査いたしました。申請者住所伊佐市菱刈前目です。自治会は大山口です。お名前はKM

さん50歳。申請地住所番は菱刈川北字三反田1541番地、地目は田、面積は343㎡です。理由は中山間地域等直接支払事業です。それに取り組むということです。現況はイタリアンが植え付けされておりました。申請地の場所は国道268号線から住友鉱山から西へ南は山林、東も山林、西も山林、北側が田です。周囲は鳥獣害の為に電柵がいっぱい張られておりました。進入不可能となっておりました。3名で協議いたしましたところ、許可相当みえました。添付書類としまして、字図、全部事項証明書、現地写真が揃っております。委員の皆様のご審議をよろしく願いまして報告を終わります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1番委員の調査報告の通り意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は意見が決定しました。
議案第3号は申請件数1件で、農振地への編入1件が決定しました

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。

10番委員お願いいたします。

10番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について10番が発表いたします。調査年月日は2月15日、10番、8番、18番、それと行政書士のT氏の立会いのもと調査いたしました。申請人MSさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は重留西で74歳でございます。今回申請をされた理由

は、最近住宅地が広がってきて自分の畑を売ってくれと言う様な形の意見が数多くありまして一部を自分の畑の住宅地の申請があった関係上、通路を作らなければならないという形で申請が出ました。調査の内容といたしましては現地は薬師の以前ユニオンゴルフの打ちっぱなしがあったところが今現在太陽光ができております。その太陽光のすぐ東側に当たる所でございます。現況は畑と言う形で、立派な管理された場所でございます。農地区分は2種農地で農振地域外に該当すると思われまます。資金は自己資金でまずあまり資金もいらぬような状況でも現地はございます。申請は先ほど言いましたが通路を建設するための今回の申請でございます。周囲の影響としましては、東側は自分の住宅、西は小屋で、南は畑、北は道路と言う様な形の場所でございます。T氏も入れて4名で打ち合わせた結果、許可相当と思われまます。今回の申請は今後も出てくるかとは思いますが、非常に住宅地が盛んに広がる地域でもございますので、いろいろ調査も入ってくるんじゃないかと、そういう風な感想をもって調査いたしました。以上でございます。委員のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 10番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
10番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定について賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
19番委員お願いいたします。

19番委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について去る2月15日4番委員、11番委員と私19番委員で申請人OT氏の父でOT氏の

立会いのもと共同調査をいたしましたので19番が報告いたします。
申請人OTさんは伊佐市大口里に居住し団体職員で年齢は52歳、自治会は上新町です。申請地の所在地は伊佐市大口曾木字山神4383番183で地目は畑、地積は654㎡であります。農地区分は第2種農地で都市計画区外となっており転用目的は山林であります。申請地の所在地は曾木の滝より鶴田ダムへ続く道路より市道針持山神線入口より100m位に位置しており、南は原野、東は山林、北側山林、西は市道を挟んで山林であります。転用目的は山林であります。申請地は平成20年4月1日ごろ、クヌギを植栽されたとのことで、現況はクヌギ山となっております。周囲に与える影響はないものと思われま。添付書類として土地の全部事項証明書、字図、被害防除計画書、始末書、転用に関する誓約書が添付されております。調査の結果この申請については三人の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 19番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
19番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定について賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の許可が決定しました。
議案第4号については申請件数2件で2件の意見決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。3番委員お願いします。

3番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可諮問決定について整理番号1番につきまして、去る2月15日譲渡人TS氏立会いのもと委員13番、3番で現地調査を行いましたので3番が報告いたします。申請人GAさんは大口牛尾にお住まいの34歳で牛尾自治会でございます。譲渡人TSさんは伊佐市大口小木原にお住まいで67歳、自治会は山野停車場でございます。本申請は所有権移転売買で転用目的はGさんの住宅用の通路の予定であります。現地は大口里字五反田3089番7、地目は田で地積は1.12㎡、農地区分は第3種農地となっております。所在地は市役所から警察署の中間で元営林署がございましたが、あの東側50mに位置し、東、南、北側住宅、西側水田であります。周囲に与える影響はないものと思われまます。添付資料として土地の全部事項証明書、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。調査の結果この申請については調査委員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方お願いしまして私の報告を終わります。

議長 3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、整理番号1番は報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の許可が決定しました。

議長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
16番委員お願いいたします。

16番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並

びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番につきまして、去る15日
会長、それから5番委員、16番委員で共同調査をいたしましたので
16番が報告をいたします。

当日は時間になっても申請人も譲渡人も来られませんでしたので、
こちらから当日は両人と電話をいたしまして確認を取った次第であり
ます。渡し人にも確かに言いましたかと言うことと、あと受人は鹿児島
島に住んでおられまして、まだ出てこれられないと言う様な所でござい
なした。そこで3人で電話もいたしましたので調査をするということ
になった次第であります。16番が報告します。譲受人は鹿児島市新
屋敷町株式会社SBであります。渡し人は伊佐市大口宮人、HOで自
治会は大住であります。申請地の所在地は伊佐市大口宮人大住595
番15で地目は畑、地積は1,219㎡であります。本申請は所有権移
転売買で転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は第2種農
地となっております。申請地の所在地は大住自治公民館の南150m
に位置し南側は山林東側は畑、北側も畑、西側は宅地となっており、
周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネ
ル設置枚数200枚、パネル設置総面積1,219㎡、パネル設置容量
は52kwを予定されております。添付書類として全部事項証明書、
事業計画書、定款、残高証明書、字図、汚廃水処理確約書等が添付さ
れておりました。調査の結果この申請については、3名で話し合った
結果問題はないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方を
お願いいたしまして報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問は
ございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛
成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定しま
した。

議 長	<p>議案第5号については申請件数2件で2件の意見の決定並びに許可及び諮問の意見が決定しました。</p> <p>その他お願いします</p>
事 務 局	<p>総会資料の20ページをお開き下さい。2月の月例報告をします。去る15日月曜日、現地調査を一斉にしました。それから本日19日が第11回の農業委員会の総会です。来週の26日、2月の定例常任会議が鹿児島であります。</p> <p>3月の行事予定です。11日が現地調査です。18日金曜日が第12回の農業委員会の総会です。25日の金曜日が3月の定例常任会の委員会になっております。月例報告は以上です。</p>
事 務 局 長	<p>それでは平成27年度第11回農業委員会総会を終了します。</p> <p>姿勢を正して下さい。</p> <p>一同礼 お疲れ様でした。</p> <p>【終了時間 午前10時15分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長
伊佐市農業委員 13番委員
伊佐市農業委員 14番委員